

## 神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則

神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第52条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第59条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第60条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第59条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。